

第21回群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 次第

日時：令和2年9月25日（金）

9：00～

場所：県庁7階 審議会室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく警戒
度の判断について

(2) 「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に基づく9月
26日（土）以降の要請について

(3) 各部局からの報告事項について

(4) その他

4 閉 会

＜警戒度移行の判断基準 ①客観的な数値＞

項目		内容※	現在値 (9/24)	過去最高値 (7月以前)
1 感染状況	(1)新規感染者数	平均 20 人/日	12.3 人	11.3 人
	(2)経路不明の感染者数	感染経路不明 50 %	23.3 %	50.0 %
	(3)検査の陽性率	平均 7 %	6.0 %	18.9 %
2 医療提供体制	(1)重症例への診療体制	①人工呼吸器使用 1 / 2	23台中 1 台	—
		②うちECMO使用 1 / 3	9台中 1 台	2
	(2)病床の稼働率 (305床中)	警戒度1 15 %未満 警戒度2 15 %以上 警戒度3 40 %以上 警戒度4 70 %以上	35.4 %	74.8 %

※各判断基準は、現状の医療提供体制を逼迫させないことを基にしているため、今後の体制整備の進展に合わせ、基準も変動します。

※(1)～(3)は**1週間**の移動平均。

警戒度移行の判断基準(②総合的な状況)について

健康福祉部 R2.9.24

項目		内容	評価	状況
1 感染 状況	介護施設等の状況	介護施設等の発熱状況がモニターされていること。	◎	【介護施設等の発熱モニターの状況】 ・対象 県内 全施設 の入居者・職員（県及び市町村所管）
	近隣都県の感染状況	東京都との往来が再開しても感染拡大の恐れがないこと。（東京都の実効再生産数が1未満程度であること）	△	【実効再生産数】 ・群馬大学大学院 内田准教授による推定値(9/19時点) 東京都0.98 群馬県1.11 ・参考：東洋経済オンラインによる推定値（9/23時点） 東京都0.85 群馬県1.03
	群馬県の感染状況	群馬県の実効再生産数が1未満程度であること		
	入院状況	直近の状況を月単位でモニターする。	◎	【退院者の平均在院期間】 7月 11.3日 8月 10.0日
	クラスターの発生状況	クラスターに対し、迅速な実態把握と対策が取られていること。	◎	【直近のクラスター発生状況】 8月 前橋市クラブアプレシオ・CLUB Rey、9月 日本発条(株)群馬工場
2 医療 提供 体制	PCR検査件数	感染状況に応じて、必要な検査を実施できる体制が整備されていること。	◎	【1週間を平均とする1日当たりの検体採取能力（9/24現在）】 285件（最大ピーク時432件）
	院内感染制御	病院に相当数のPPEの備蓄があること。院内感染に対し、迅速な実態把握と対策が取られていること。	◎	【PPEの備蓄】 ・新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム（G-MIS）において、備蓄状況をモニター中
	一般医療への影響	治療の先伸ばしによる悪影響をモニターし、問題がないこと。	◎	【一般医療への影響（9/23現在）】 ・治療上の 大きな影響は出ていない （感染症指定病院及び協力病院等に対するアンケート調査結果）
	疑似症患者への医療等	疑似症患者の入院状況	◎	【疑似症患者の入院者数（9/24現在）】 4人
	軽症者等の宿泊療養施設の確保等	感染者数に対して、十分な室数が確保できていること。	◎	【宿泊療養者数／室数（9/24現在）】 9人／150室運用・1300室確保 8/5から150室を再稼働

警戒度2 における 要請

個人		
外出	県外移動	イベント
① 3密となるリスクが高い場所 ② 高齢者・基礎疾患者 外出は 十分注意	東京 不要不急の外出は 自粛	上限 5,000人 定員の50%以下
事業者		【参考】学校
休業等	勤務形態	通常登校を継続 県外移動を自粛すべき地域との対外試合等は自粛 ※ 全国大会の代替大会は除く
高齢者施設や 病院等での直接面会 十分注意 (オンライン面会等を推奨)	テレワーク 3割目標 時差出勤等 推奨	

新型コロナ 9月の緊急対策パッケージ

緊急対策

1

PCR検査体制の拡充

緊急対策

2

外国籍の県民への情報発信強化

緊急対策

3

家庭・事業者への注意喚起強化

外国籍の県民向け情報発信の強化

先週発表した対策

- 家庭向けチラシ配布
- 企業・宗教施設等の直接訪問
- フェイスブックの活用



追加の対応

1 **各国大使館と連携した情報発信**



2 **栃木県と連携した情報発信**



3 **ラジオ等を活用した情報発信／保健福祉事務所へ通訳者を派遣**



群馬県「社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）」に 基づく要請について（案）（9月26日（土）以降）

1 要請を開始する日

令和2年 9月26日（土）

2 要請する区域

群馬県内全域

3 ガイドライン警戒度

警戒度「2」

4 ガイドライン警戒度「2」における要請の概要

【社会経済活動再開に向けたガイドライン（改訂版）「4段階の警戒度と行動基準」より】

警戒度	個人			事業者		【参考】 学校
	外出	県外移動	イベント	休業等	勤務形態	
4	×	×	×	・感染拡大の恐れのある業種の施設等への休業要請や営業時間の短縮要請 ・高齢者施設や病院等での面会の禁止	テレワーク(7割目標)、時差出勤等を強く推奨	・感染状況等に応じて学校単位もしくは地域や全県で休業等(部活自粛)
3	△	△	△	・感染防止対策がとられていない施設等への休業要請 ・高齢者施設や病院等での面会の禁止	テレワーク(5割目標)、時差出勤等を推奨	・学校単位で分散登校、授業短縮、時差登校等(部活一部制限) ただし感染状況等によっては通常登校
2	△	△	△	・高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意(オンライン面会等の推奨)	テレワーク(3割目標)、時差出勤等を推奨	通常登校 ただし感染状況等に応じて学校単位で分散登校等
1	○	○	△		テレワーク、時差出勤等を推奨	通常登校

※1 全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策(業界ごとの感染防止ガイドラインなど)を徹底

※2 感染状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位の警戒度の要請等を行う場合あり

5 県民の皆様への要請

以下の事項について、ご協力をお願いします。

(1)外出について

- ・ 3つの密となるような感染リスクの高い店舗や場所の利用は、十分注意してください。
- ・ ホストクラブ、キャバクラなど接待を伴う飲食店を利用する際は、ホームページ、SNS や電話での事前確認をするほか、店頭での掲示や「ストップコロナ！対策認定ステッカー」などで、店側の感染防止対策を確かめ、対策が不十分な店舗の利用は控えてください。
- ・ 高齢者や基礎疾患のある方などハイリスクの方は、十分な注意をお願いします。
- ・ 外出の際は「(4)新しい生活様式の実践について」に掲げる事項を厳守してください。

(2)県外への移動について

- ・ 関東地方で、感染者数が人口 10 万人あたり 5 人以上の都県への不要不急の移動は、自粛をお願いします。

(9/26～：東京都)

(3)イベント等の開催、参加について

- ・ 【イベントの開催制限】
【屋内】 5,000 人以下、かつ収容定員の半分以下の人数にすること。
【屋外】 5,000 人以下、かつ人と人との間隔を十分確保すること（できるだけ 2メートル）。
- ・ イベントの開催にあたっては別表に掲げる適切な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・ 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、そのイベントの感染防止策等について県に事前相談してください。

(4)「新しい生活様式」等の実践について

- ・ 「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いによる手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策については、引き続き継続した取り組みをお願いします。
- ・ 政府専門家会議で示された「人との接触を 8 割減らす、10 のポイント」「新しい生活様式の実践例」を参考に、3つの「密」状態を回避するとともに、日

々の生活を見直し、新たな感染防止策を実践してください。

(5) その他

- ・飲食店などにおいて大声で話したり、カラオケ、イベント、スポーツ観戦などで大声を出したりすることは控えてください。
- ・友人、知人を招いてのホームパーティーや大人数での会食、飲み会は避けてください。
- ・会食などで飲食店などを利用する場合は、座席間隔の確保や換気などの3密予防、従業員や利用者の手指消毒といった感染防止策に積極的に取り組んでいる店舗を利用してください。
- ・接触確認アプリ（COCOA）のインストールやLINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を積極的に活用してください。

6 事業者の皆様への要請

以下の事項について、ご協力をお願いします。

(1) 感染防止対策の徹底について

- ・すべての事業者において、別表で掲げる感染防止対策例や、業界団体等で作成した感染拡大予防ガイドライン等を踏まえながら、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・県独自の「ストップコロナ！対策認定制度」への申請・登録を積極的に進めてください。
- ・業界団体等においては、業種や施設の種別ごとのガイドラインを作成し、所属事業者や関係事業者へガイドラインに沿った感染防止対策の徹底を促すようお願いいたします。
 - ※1 政府が公表している「業種別ガイドライン」や、本県が示す「各業界・施設毎の感染症対策ガイドライン作成例」を参考としてください。
 - ※2 業界団体からガイドラインが示されていない業種の事業者や、業界団体等が存在しない業種の事業者についても、上記のガイドラインを参考として、適切な感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・高齢者施設や病院等での直接面会は、十分に注意をお願いします。また、従事者への適切な感染防止対策の徹底をお願いします。

(2) 接待を伴う飲食店における感染防止対策の徹底について

- ・ホストクラブ、キャバクラなど接待を伴う飲食店においては、「社交飲食業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を遵守し、当該店舗における感染防止対策をホームページやSNS、店頭での掲示などにより利用者に明示してください。

※「社交飲食業における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」については、全国社交飲食業生活衛生同業組合のHPを参照してください。

- ・「ストップコロナ！対策認定制度」への申請・登録を行ってください。

(3)勤務形態等について

- ・「新しい生活様式の実践例」を参考に、テレワークやローテーション勤務、時差通勤、オンライン会議の開催など、人との接触を減らすための取組を実践してください。

(4)その他

- ・従業員などが体調不良を訴えた場合には、休暇の取得を促し、併せて、速やかな医療機関への受診を促してください。
- ・従業員に対し、会食などで飲食店などを利用する場合は、感染防止ガイドラインなどに基づいて感染防止策を講じているなどの店舗を利用するよう促してください。
- ・接触確認アプリ（COCOA）のインストールやLINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」を、従業員やお客様に対して積極的に活用するよう促してください。
- ・感染の恐れのある者を特定できない場合には、まん延を防止する観点から、施設名を自ら公表して利用者に検査や受診を呼びかけること等に協力してください。

【別表：適切な感染防止対策例】

※以下に掲げる対策例以外にも、それぞれの施設の状況や営業の形態等に応じ、適切な感染防止のための対策を実践してください。

(別表) 適切な感染防止対策例	
発熱者等の施設への入場防止	・ 来訪者、従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がある者や体調不良の者の入場制限(来訪者)、出勤停止(従業員)
	・ 発熱等の症状がある者は、イベントの参加や施設の利用を控える
接触確認アプリの利用	・ 来訪者は、接触確認アプリをインストールをし、事業者は、それを促す
	・ 事業者は、来訪者の連絡先等を把握する(イベント開催の際には徹底すること)
3つの「密」(密閉・密集・密接)の防止	・ 店舗利用者の入場制限、滞在時間の制限を設ける
	・ 十分な座席間隔(四方を開けた席配置等)を確保する
	・ 入退出時、休憩場所、待合場所等での3密の環境を避ける
	・ 換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける)
飛沫感染、接触感染の防止	・ 密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
	・ 来訪者、従業員のマスク着用(熱中症等対策が必要な場合を除く)、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行
	・ 対面機会の削減(または、ビニールカーテン等の設置)
	・ 大声での会話が発生しない環境作り(利用者への呼びかけ、音響を最小限に設定等)
移動時の感染防止	・ 店舗・事務所内の定期的な消毒、キャッシュレスの利用
	・ ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	・ 従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等)
	・ 出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限
	・ イベント参加(開催)にあたっては、移動中や移動先での感染防止のための行動を取る(よう呼びかける) ※イベントスタッフにも同様に呼びかける

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する**。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意する**。
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

(公印省略)
産第30265-74号
令和2年 9月23日

県内事業者各位

群馬県産業経済部長 鬼形 尚道
(産 業 政 策 課)

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底について (お願い)

日頃から本県産業経済施策の推進及び新型コロナウイルス感染症対策に御理解・御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、これまで関係団体などを通じて、感染防止対策に取り組んでまいりましたが、緊急事態宣言解除後、減少傾向にあった新型コロナウイルス感染者も、7月下旬以降、一部地域の繁華街や大規模な事業所においてクラスターが発生するなど増加に転じており、今後の再拡大が懸念されております。

事業者の皆様におかれましては、こうした事態を踏まえ、更なる感染拡大の防止と、安定的な事業継続のため、下記により対策を徹底くださいますようお願いいたします。

記

① 感染防止ガイドラインの遵守

- ・業種別ガイドライン→ <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>
- ・経団連ガイドライン→ <https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/040.html>

② 従業員に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の対応リーフレット (参考)

- ・県ホームページ→ https://www.pref.gunma.jp/06/g01g_00054.html

③ ストップコロナ！対策認定制度への申請・登録の勧め

- ・県ホームページ→ https://www.pref.gunma.jp/06/g09g_00363.html

④ その他

- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) インストールの勧め
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

【事務担当】

産業政策課感染症対策産業経済支援室
TEL 027-226-3317

【問い合わせ先】

感染症対策県内企業ワンストップセンター
TEL 027-226-2731

従業員に新型コロナウイルスの感染が疑われる場合

本チラシは、従業員に新型コロナウイルスの感染が疑われた際のポイントを示したものです。実際の対応については、保健所、医療機関等の指示に従ってください。

1 従業員の健康状態を常に確認

- 発熱、咳などの風邪のような症状がある
- 発熱がなくても体調不良の兆候がみられる
- ※社内で発熱した場合は、マスクを着用させた上で帰宅させる
- ※社員に対して自宅待機などを命じた場合には、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等に基づいた対応を行うこと

2 相談窓口について

上記の症状が見られた場合は、以下の窓口へご連絡いただき、その指示に従ってください。

窓 口	連絡先(電話番号)	備 考
群馬県新型コロナウイルス感染症コールセンター	0570-082-820	平日・休日9:00~21:00 上記以外 027-223-1111
前橋市保健所	027-220-1151	平日・休日8:30~21:00 上記以外027-224-1111
高崎市保健所	【平日】 (受診相談) 027-381-6112 (一般相談) 027-381-6113	(受診相談) 8:30~21:00 (一般相談) 8:30~17:15
	【夜間休日】 027-381-6123	上記以外は夜間休日電話へ

3 感染者発生時の患者、濃厚接触者への対応

- 従業員に感染が確認された際、保健所が実施する調査により、従業員が濃厚接触者と判断された場合は、保健所の指示に従い感染症防止の措置を講じること。その際、保健所からは**14日間の外出自粛・健康観察**が求められる。
- 保健所の指示に加えて、事業者が独自に濃厚接触者に対して自宅待機などを命じる場合、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則に基づいた対応を行うこと。